

新潟市意思疎通支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者（以下「聴覚障がい者等」という。）が、日常生活を営むうえで参加が必要とされる事業等に対し、手話通訳者及び手話奉仕員又は要約筆記者及び要約筆記奉仕員等（以下「通訳者等」という。）を派遣することによって意思疎通の円滑化を支援し、聴覚障がい者等の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

(事業主体)

第2条 事業の実施主体は、新潟市とする。

(定義)

第3条 この要綱において「専任手話通訳者」とは、手話通訳の知識及び技術を有する者で、市長が雇用したものをいう。

2 この要綱において「手話通訳者」とは、新潟県手話通訳者登録試験に合格または、同等の能力を有し、登録を受けた者をいう。

3 この要綱において「手話奉仕員」とは、市で実施する手話奉仕員登録試験に合格し、登録を受けた者をいう。

4 この要綱において「要約筆記者」とは、新潟県要約筆記者認定試験に合格または、同等の能力を有し、登録を受けた者をいう。

5 この要綱において「要約筆記奉仕員」とは、市で実施する要約筆記奉仕員養成講習会又は要約筆記者養成講習会を修了、もしくはこれと同等の能力を有し、登録を受けた者をいう。

(事業内容)

第4条 意思疎通支援事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 専任手話通訳者の設置に関する事
- (2) 通訳者等派遣事業に関する事
- (3) 通訳者等養成事業に関する事
- (4) その他意思疎通支援に必要な事業に関する事

(専任手話通訳者の業務)

第5条 専任手話通訳者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 通訳者等派遣事業に関する事
- (2) 通訳者等養成事業に関する事
- (3) 聴覚障がい者等相談に関する事

(支援の対象者)

第6条 派遣を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有する聴覚障がい者等
- (2) 市内に住所を有する聴覚障がい者等と意思伝達の必要がある者
- (3) 市内に事務所を有する団体で、聴覚障がい者等の参加が見込まれる講演会等の事業を主催する者

(派遣事業)

第7条 派遣事業は、聴覚障がい者等の意思疎通を円滑に行うために、聴覚障がい者等及び聴覚障がい者等と意思疎通を図る必要のある者の申し出により、通訳者等を派遣する事業とする。

2 派遣事業を利用することができる場合は、次に掲げる事項について通訳者等を必要とする場合のうち、市長が認めるものとする。

ただし、政治活動、宗教活動又は営利を目的とするものについては、派遣事業の対象としない。

- (1) 生命及び健康の維持増進に関すること
- (2) 財産、労働等権利義務に関すること
- (3) 官公庁、裁判所、警察、公共職業安定所、学校等公的機関との連絡調整に関すること
- (4) 社会参加を促進する学習活動に関すること
- (5) 冠婚葬祭等地域生活及び家庭生活に関すること
- (6) 前各号に定めるもののほか市長が特に必要があると認める事項に関すること

3 通訳者等派遣することができる区域は、原則として新潟県内とする。

4 前項の規定にかかわらず、通訳者等が必要であると市長が認めるときは、新潟県外に派遣することができるものとする。この場合は、原則として当該市区町村の通訳者等派遣制度を利用し、当該市区町村の派遣窓口に依頼するものとする。

(派遣の申請)

第8条 通訳者等の派遣を受けようとする対象者は、事前に新潟市意思疎通支援派遣申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、新潟市役所閉庁時において、事故や急病等緊急又はやむを得ない事由のある場合（以下「緊急時」という。）に限り、別表1に定める機関（以下「関係機関」という。）が通訳者等の派遣についての申請を受付けるものとする。

3 関係機関は、前項の申請を受付けたときは、通訳者等の中から派遣可能な者に依頼し、派遣することができる。

4 前項による派遣を実施した関係機関は、その業務の実施後、速やかに新潟市意思疎通支援派遣申請書（緊急時用）（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(派遣の決定)

第9条 市長は、前条第1項による申請があった場合は、通訳者等派遣の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

2 市長は、通訳者等の派遣を認めたときは、通訳者等として登録されている者の中から派遣可能な者を決定し、派遣するものとする。但し、緊急時の場合は、この限りではない。

3 市長が特に認めるときは前項にかかわらず、登録者以外の者を派遣することができる。

4 市長は、通訳者等を派遣する時は、連続して行う業務時間を考慮して派遣するものとする。

(派遣業務の報告)

第10条 派遣業務を実施した通訳者等は、その業務の内容を速やかに新潟市意思疎通支援派遣業務報告書(別記様式第3号)又は新潟市意思疎通支援派遣業務報告書(緊急時用)(別記様式第4号)により市長に報告するものとする。

(費用の負担)

第11条 第6条の規定による支援の対象者が、通訳者等の派遣を受けた場合の費用は、無料とする。但し、第9条第3項の規定による派遣を行ったときの費用は、その都度定める。

(登録等)

第12条 本市の通訳者等に登録しようとする者は、通訳者等登録申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、通訳者等として登録することが適当と認めたときは、通訳者等登録証を交付するものとする。

3 前項により登録された者は、登録を取消し希望するときは、その旨を市長へ届け出るとともに、通訳者等登録証を返還しなければならない。

(派遣に要する費用)

第13条 市長は、派遣した通訳者等に対し、派遣業務1回につき別表2に定める費用を支払うものとする。但し、第9条第3項の規定による派遣を行ったときは、別表2によらず、その都度市長が定める費用を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、第7条第4項の規定により、他市区町村の通訳者等派遣制度を利用した場合は、当該市区町村の派遣単価に準じた費用等を支払うものとする。

(遵守事項)

第14条 通訳者等は、常に聴覚障がい者等の人権を尊重し、誠意をもって通訳活動を行うとともに、通訳活動に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

2 通訳者等は、その業務を行うにあたり、通訳者等であることを証明する証票を常時携帯し、必要がある場合は提示しなければならない。

(健康管理等)

第15条 市長は、通訳者等の健康管理に努めるものとする。

2 市長は、通訳者等の資質の向上のため、研修会等の参加について積極的に推奨するものとする。

3 通訳者等は、積極的に研修会等に参加し、自己研鑽に努めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年9月30日から実施する。

別記様式第1号

新潟市意思疎通支援派遣申請書

年 月 日

(宛 先) 新潟市長

申請者 住所
 氏名または団体名
 担当者名 (団体の場合)
 連絡先電話番号
 連絡先FAX

通訳者等を必要とする理由 (「受診」, 「面接」 または「演題」等を記入してください)	参加予定人数 (会議, 行事の場合) 人のうち聴覚障がい者人数 人		
	必要とする通訳者等の人数	手話通訳 人	要約筆記 人
派遣日時	年 月 日 (曜日)		
	午前・後 時 分 から 午前・後 時 分まで		
派遣場所	派遣場所名		
	所在地		
連絡事項			
確認事項 (いずれかに○をつけてください)	要約筆記	OHP・OHC・ノートテイク・パソコン 指定なし	
	参考資料	添付・後日送付・特になし	
	事前打ち合わせ	あり・なし	

処理欄 (注) 太枠内は記入しないでください

・ 派遣する		・ 派遣しない		受付	年	月	日	
・ 手話通訳者・奉仕員				通知	年	月	日	
・ 要約筆記者・奉仕員				起案	年	月	日	
・ その他				決裁	年	月	日	
課長	課長補佐	係長	担当者・職・氏名					印

別記様式第2号

新潟市意思疎通支援派遣申請書（緊急時用）

年 月 日

（宛 先）新潟市長

申請者 住所
 氏名または団体名
 担当者名（団体の場合）
 連絡先電話番号
 連絡先FAX

通訳者等を必要とする理由 （「受診」、「面接」または「演題」等を記入してください）	参加予定人数（会議、行事の場合） 人のうち聴覚障がい者人数 人		
	必要とする通訳者等の人数	手話通訳 人	要約筆記 人
派遣日時	年 月 日（ 曜日）		
	午前・後 時 分 から 午前・後 時 分まで		
派遣場所	派遣場所名		
	所在地		
連絡事項			
確認事項 （いずれかに○をつけてください）	要約筆記	OHP・OHC・ノートテイク・パソコン指定なし	
	参考資料	添付・後日送付・特になし	
	事前打ち合わせ	あり・なし	

処理欄（注）太枠内は記入しないでください

・ 派遣する		・ 派遣しない		受付	年	月	日	
・ 手話通訳者・奉仕員				通知	年	月	日	
・ 要約筆記者・奉仕員				起案	年	月	日	
・ その他				決裁	年	月	日	
課長	課長補佐	係長	担当者・職・氏名					印

新潟市意思疎通支援派遣業務報告書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

業務内容 (手話通訳 ・ 要約筆記) ※いずれかに○を付けてください

登録証 番号	氏 名	交通手段	交通費		※決定額
			往復 実費額	円	
			往復 実費額	円	※
			往復 距離	k m	
			往復 実費額	円	※
			往復 距離	k m	
			往復 実費額	円	※
			往復 距離	k m	
			往復 実費額	円	※
			往復 距離	k m	

交通費：市内の移動に伴う往復実費額または自家用車の往復距離を記入する。

※の欄には記入しないこと

意思疎通支援派遣業務について下記のとおり報告します。

業務用件 (個人の場合対象 者名も記入のこと)			
業務日時	年 月 日 (曜日)		
	午前・後 時 分から午前・後 時 分まで		
	業務時間	時間	分
業務場所			
会議・行事など の場合参加人員	参加人数	人うち聴覚障がい者	人
●活動報告書 ・ あり 枚・・・なし			
備考 (通訳時の感想, 反省, 次回への引継ぎなど記入のこと)			

別記様式第4号

新潟市意思疎通支援派遣業務報告書（緊急時用）

年 月 日

(宛先) 新潟市長

業務内容（手話通訳・要約筆記） ※いずれかに○を付けてください

登録証 番号	氏名	交通手段	交通費		※決定額
			往復 実費額	円	
			往復 実費額	円	※
			往復 距離	km	
			往復 実費額	円	※
			往復 距離	km	
			往復 実費額	円	※
			往復 距離	km	
			往復 実費額	円	※
			往復 距離	km	

交通費：市内の移動に伴う往復実費額または自家用車の往復距離を記入する。

※の欄には記入しないこと

意思疎通支援派遣業務について下記のとおり報告します。

業務用件 (個人の場合対象 者名も記入のこと)	
業務日時	年 月 日 (曜日)
	午前・後 時 分から午前・後 時 分まで
	業務時間 時間 分
業務場所	
会議・行事など の場合参加人員	参加人数 人うち聴覚障がい者 人
●活動報告書	あり 枚・なし
備考（通訳時の感想、反省、次回への引継ぎなど記入のこと）	

別表1（第8条関係）

関係機関については以下の通りとし、通訳者等の名簿を提供するものとする。

区分	機関名
消防	新潟市消防局
警察	新潟県警察本部
医療機関	新潟市急患診療センター 西蒲原地区休日夜間急患センター 新潟市口腔保健福祉センター 市内新潟県救急指定病院（診療所）

別表2（第13条関係）

派遣1回につき支払う費用

派遣時間	費用
1時間以内	2,500円
1時間を超え2時間以内	3,000円
2時間を超え3時間以内	3,500円
3時間を超え4時間以内	4,000円
4時間を超え5時間以内	4,500円
5時間を超える場合	1時間を超えるごとに500円を加算する。但し、上限を7,000円とする。

交通費

上記に規定する費用に加え、派遣における公共交通機関（タクシーを除く）での移動にかかる交通費の実費を支給する。なお、自家用車を利用した場合は、新潟市旅費条例の例により得た額を支給する。